

県立大学教職員各位

## 教職員における新型コロナウイルス感染症に係る届けの取扱いについて

経営戦略部長  
健康支援センター長

7月23日付け文部科学省大学振興課公立大学係から濃厚接触者の待機期間の見直し等及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）の事務連絡が入りました。修正箇所は赤字で記してあります。

新型コロナウイルス感染症に関して下記の事由に該当する場合には、学内における感染拡大防止のため、在宅勤務、特別休暇、職務専念義務免除などの各種制度を用いて、該当職員の出勤を停止するよう取り計らってください。

### 原則として、感染者との最終接触日から5日間は自宅待機をお願いします。

\*体調不良や病院受診、保健所での相談・検査などされた場合、罹患又は感染の疑いがある場合、帰国、入国した場合、教職員用報告フォーム（または総務室）へ報告をお願いいたします。

教職員用報告フォーム [https://req.gubo.jp/u\\_shizuoka/form/covid](https://req.gubo.jp/u_shizuoka/form/covid)  
総務室 mail: soumu@u-shizuoka-ken.ac.jp tel: 054-264-5102



出勤停止期間中、海外渡航者は毎日、健康記録表に体調や行動等を記録し、待機明けに出勤した時、海外渡航者は帰国後、健康観察表を健康支援センター（医務室・健康増進室）に持参し、必ず体調確認を受けてください。その後に所属長の確認印も受けてから、総務室へ必要書類を提出し手続きをおこなってください。

### 【新型コロナウイルスに係る出勤停止の取り扱い届事由】

事由	出勤停止期間	必要書類	出勤停止の取扱い
発熱等の風邪の症状がある場合	症状が消失・解熱後、解熱剤を使用せずに平熱が3日続くまで	健康観察表	職務免除
同居する者に発熱や風邪症状がみられる場合	症状が消失・解熱後、解熱剤を使用せずに平熱が3日続くまで	健康観察表 (同居者記録を含む)	職務免除 又は、勤務が可能な らば在宅勤務
本人の陽性が判明した場合	・保健所から指示された自宅待機期間発症の後、10日間経過するまで ・ただし、その時点で症状が残る場合は、症状軽快後72時間経過するまで。 無症状の場合は検体採取日の後、7日間経過するまで	健康観察表	<del>特別休暇または</del> 職務免除 非常勤職員は 職務免除 又は、勤務が可能な らば在宅勤務
本人が濃厚接触者に特定された場合	・感染者と最後に接触した翌日から5日間自宅待機 ※1 ・保健所が自宅待機などを求めた期間待機期間短縮あり ※2	健康観察表 ※2の場合は、検査キットの写真（薬事承認と分かる）	【勤務が可能な場合】 ・在宅勤務 【勤務が困難な場合】 ・職務免除

同居する者の陽性が判明した場合 (家庭内で居住エリアの区分・マスク着用等の感染対策が可能)	・本人が濃厚接触者となる ・「家庭内で感染対策を開始した日」 又は「感染者の発症日」のいずれか遅い方の翌日から7日間経過するまでの間 (期間短縮あり※2)	健康観察表 ※2の場合は、検査キットの写真(薬事承認と分かる)	【勤務が可能な場合】 ・在宅勤務 【勤務が困難な場合】 ・職務免除
同居する者の陽性が判明した場合(家庭内の感染対策が不可能) (本人が陽性者の看病人となり、接触しなければならない場合を含む)	・濃厚接触者として、医療機関や保健所が自宅待機など指示された期間。 ・待機期間中の家庭内での感染拡大、陽性者の症状の変化等により対応が変化するため、都度保健所の指示を確認すること	健康観察表 医療機関、保健所からの指示の記録	【勤務が可能な場合】 ・在宅勤務 【勤務が困難な場合】 ・職務免除
同居する者が濃厚接触者に特定された場合	・出勤停止なし (濃厚接触者の家族や接触者に対して法的に行動を制限することはありません。現時点では特別な対応は不要です)	健康観察表 医療機関、保健所からの指示の記録	【勤務が可能な場合】 ・在宅勤務 【勤務が困難な場合】 ・職務免除
新型コロナワクチンを接種する日	勤務時間中に、自宅又は勤務公署と医療機関等を往復することを、本人の希望により職務免除を申請することができる。	接種済証明	職務免除
新型コロナワクチン接種後、それに起因すると思われる副反応がみられた時 <主な副反応>37.5℃以上の発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛、関節痛、悪寒、吐き気、下痢、等	発熱の場合は、出勤停止とし、職務免除とする。 発熱以外の副反応がみられる場合は、その症状が解消するまで、本人の希望により職務免除を申請することができる。	接種済証明 健康観察表	職務免除
海外渡航からの帰国者・入国者 (新入留学生など)	水際対策として必要な待機期間 ※3	搭乗日Eチケットや航空券の予約完了のメールなどの画像の写し、 健康観察表	【勤務が可能な場合】 ・在宅勤務 【勤務が困難な場合】 ・職務免除
医療的ケアが必要、基礎疾患がある等で主治医等が出勤すべきではないと判断された場合	医師の指示が出ている期間、自宅待機(自宅療養)。	健康観察表 診断書	特別休暇
学校や介護施設等が臨時休業等により自宅で育児や介護が必要になった場合 同居家族(子供や親)がワクチン接種による副反応により看病が必要な場合	・学校や介護施設の臨時休業期間等、育児や介護、看病が必要な期間	施設からの通知等の写し 健康観察表(任意)  家族の接種済証明、健康観察表	【勤務が可能な場合】 ・在宅勤務 【勤務が困難な場合】 ・看護休暇(年5日迄)又は職務免除 ・非常勤職員は職務免除

※1 濃厚接触者として特定された場合最終接触日の翌日から5日間は自宅待機になります。ただし、食料購入等が必要な場合は、正しくマスクをして速やかに帰宅することで外出は可能とされています。無症状病原体保有者(症状のない感染者)は、自宅療養のため外出は不可です。

※2 待機期間中、2日目及び3日目の抗原定性検査で両日共に陰性を確認した場合は、3日目から待機解除を可能とする（自費検査）健康観察表は7日間継続して記録をする。

薬局で対面販売されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使用すること。

原則として、感染者との最終接触日から5日間は自宅待機をお願いします。

※3 水際対策 | 厚生労働省 | 日本政府 (mhlw.go.jp)


厚生労働省・入国者健康確認センター 日本へ入国・帰国する皆様へ (mhlw.go.jp)

滞在していた国・地域の区分	有効なワクチン接種証明書	入国時の検査措置		
		出国前検査 [全員必須]	到着時検査	待機
 <b>青</b> 米国、英国、他	問わない	○	×	×
 <b>黄</b> ベトナム、インド、他	あり	○	×	×
	なし	○	○	自宅3日間 ※1
 <b>赤</b> パキスタン、他	あり	○	○	自宅3日間 ※1
	なし	○	○	施設3日間 ※2

※1 待機3日目に検査を受検し陰性を確認した場合。検査を受検しない場合は7日間。

※2 施設待機3日目に検査を受検し陰性であれば、待機解除。

## 青区分

 98か国・地域

アジア・大洋州	インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、パプアニューギニア、パラオ、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス
北米	カナダ、米国
中南米	アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ポリビア、メキシコ
欧州	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
中東・アフリカ	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カタール、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、タンザニア、ナイジェリア、バーレーン、ベナン、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、ルワンダ

今回のお知らせは教職員あてにまとめたものです。出勤停止の内容が変更時には、お知らせいたします。

服務関係に対しては経営人事室（内線 5207）へ、健康状態に対しては健康支援センター 健康増進室（内線 5200）または医務室（内線 5117）へお問い合わせください。

経営人事室山下 内線 5207 [kjinji3@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:kjinji3@u-shizuoka-ken.ac.jp)

総務室兼務健康支援センター武田 内線 5200 [soumu5@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:soumu5@u-shizuoka-ken.ac.jp)

## 【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための出勤停止期間早見表】

- ・本表は、「教職員における新型コロナウイルス感染症に係る届けの取扱いについて」に示した内容を簡略化した早見表です。
- ・必要書類や出勤停止の取扱い等については、通知の該当部分を確認してください。

対象者	事由	出勤停止期間
本人が	① コロナ疑いのある症状、風邪症状等がある	症状が消失・解熱後、 解熱剤を使用せずに平熱が <u>3 日</u> 続くまで
	② 陽性が判明した	発症日(無症状の場合は検査採取日)翌日から <u>10 日間</u> 自宅待機 10 日後も症状が残る場合は軽快後 <u>72 時間</u> 待機 無症状の場合は <u>7 日間</u>
	③ 濃厚接触者となった	感染者と最後に接触した翌日から <u>5 日間</u> 待機期間短縮措置あり(該当の場合は <u>3 日間</u> )
	④ ワクチン接種する日	接種日(自宅又は勤務公署と医療機関等の往復に要する時間)
	⑤ ワクチン接種副反応	副反応の症状が解消するまで
	⑥ 海外渡航からの帰国	検疫、水際対策の待機期間の指示に沿う
	⑦ 主治医の指示	主治医指示に沿う
同居家族が	⑧ コロナ疑いのある症状、風邪症状等がある	症状が消失・解熱後、 解熱剤を使用せずに平熱が <u>3 日</u> 続くまで
	⑨ 陽性が判明した (家庭内感染対策実施)	「家庭内感染対策を開始した日」又は「感染者の発症日」のいずれか 遅い日の翌日から <u>5 日間</u> 待機期間短縮措置あり(該当の場合は <u>3 日間</u> )
	⑩ 陽性が判明した (家庭内感染対策不可) (本人が直接看病)	医療機関や保健所の指示に沿う (状況の変化により都度保健所等の指示を仰ぐこと)
	⑪ 濃厚接触者になった	<u>出勤停止なし</u>
	⑪ 学校や介護施設が休業し育児、介護、看病が必要となった場合	学校や介護施設の休業期間など育児や、介護、看病が必要な期間